

3 (公社) 全宅連発広報第 2 号  
令和 3 年 4 月 2 3 日

都道府県宅建協会会長 殿

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会  
広 報 啓 発 委 員 会  
委員長 角 幸 彦



## 賃貸住宅管理業の登録制度施行に伴う「業務管理者講習」のご案内について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営にご支援ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、賃貸住宅管理業登録制度（「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」）が 6 月 15 日に施行されます。これにより一定の賃貸住宅管理者には登録が義務付けられ、登録業者には事務所毎に「業務管理者」を配置することが義務づけられます。（資料 1 参照）

この「業務管理者」については、令和 3 年度からの賃貸不動産経営管理士試験が予定されているほか、一定の賃貸不動産経営管理士が「業務管理者移行講習」を受講する方法、および、一定の宅地建物取引士が「賃貸住宅管理業業務管理者講習」を受講する方法が用意されます。

これら講習については、資料 No. 2 のとおり一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会が国土交通大臣の指定実施機関となり、各団体が実施機関認定協力機関として実際の講習を行うこととなります。ハトマークグループでは、一般財団法人ハトマーク支援機構が宅地建物取引士向け「賃貸住宅管理業業務管理者講習」を実施します（詳細はハトマーク支援機構より別途通知があります）。

これら講習は、受講対象者や実施機関が異なることから問合せ等が増えることが予想されます。つきましては、宅建協会におかれましては、会員への周知および問合せのご対応にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本会では、リアルパートナー 5 月号に掲載し周知を図る他、ホームページ TOP バナーよりハトマーク支援機構講習受付ページへの導線を設置する旨、申し添えます。

敬具

### 【この件に関する問合せ先】

(公社) 全宅連 広報研修部 清田

TEL03-5821-8181 (直)・FAX03-5821-8101